

三鷹市内の保育施設・学童保育所に

児童が在籍する保護者の勤務先事業者 様

緊急事態宣言の発出に伴う保育施設・学童保育所の  
登園（所）自粛の要請について

日頃から三鷹市の保育行政にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。  
新型コロナウイルスの感染拡大を受け、国は東京都を含む7都府県に緊急事態宣言  
を発出しました。

これまで、三鷹市内の保育施設、学童保育所は、保護者の就労機会の確保を図りつ  
つ、子どもの安全や感染予防を図るため、家庭での保育の協力要請を行いながら運営  
を継続しておりました。

しかし、この宣言の発出を受け、感染者の爆発的な増加など最悪の事態を回避する  
ため、また児童の安全・健康確保及び保育施設等で働く職員の感染リスク軽減の観点  
から、保護者に対し、保育施設及び学童保育所の登園（所）自粛を一層強く要請して  
いきます。

事業者におかれましては、この緊急事態の中、社会全体でこれ以上の感染を食い止  
め平穏な日常を取り戻すため、そして何より子どもの命を守るため、保護者の勤務に  
ついて、在宅勤務や自宅待機など特段のご配慮をいただきますよう、よろしくお願  
いいたします。

令和2年4月9日

三鷹市長 河村 孝